

令和6年度

仕 様 書

委託業務名 白石清掃工場 草刈業務

札幌市環境局環境事業部 白石清掃工場

設計主任 技術職員 佐々木 康如  
令和6年3月

札幌市

# 仕様書

## 1 業務名

白石清掃工場草刈業務

## 2 業務内容

### (1) 業務場所

札幌市白石区東米里 2170 番 1

札幌市白石清掃工場

(管理棟・工場棟・灰処理棟・清掃事務所・退出ランプウェイ周辺・雨水調整池等)

### (2) 業務概要

工場敷地内における草刈、集草、運搬等を行う。

## 3 業務委託期間

契約の日から令和 6 年 11 月 29 日までとする。

## 4 業務内容

管理棟周辺	160 m <sup>2</sup> (160 m <sup>2</sup> )
工場棟周辺	5,906 m <sup>2</sup> (2,039 m <sup>2</sup> )
灰処理棟周辺	989 m <sup>2</sup> (873 m <sup>2</sup> )
退出ランプウェイ周辺	1,805 m <sup>2</sup>
白石清掃事務所周辺	2,243 m <sup>2</sup> (621 m <sup>2</sup> )
雨水調整池周辺	5,303 m <sup>2</sup>
道路沿い (2ヶ所)	1,301 m <sup>2</sup>

※ () 内数値は、休日作業範囲

上記に示された地区 17,707 m<sup>2</sup>を担当職員の指示により業務期間内に 2 回行なう。

草刈時期は概ね、6 月中旬及び 10 月中旬とする。

作業には、「肩掛け式」・「ハンドガイド式」を使用するものとし、「肩掛け式」は主に管理棟工場棟・灰処理棟・清掃事務所で「ハンドガイド式」は主に雨水調整池で使用するものとする。

また、集積した草については、構内数カ所に一旦集積し、乾燥させた後、パッカー車またはダンプトラックにて当工場ごみピットに搬入すること。

- (1) 作業現場については、常に整理整頓を行い事故防止に努めること。
- (2) 作業日程については、作業 1 週間前までに委託者へ報告すること。
- (3) 業務の完了に際しては、当該業務に関連する部分の後片付け及び清掃を行い、委託

者の確認を受けること。

- (4) 作業報告書については、事前・完了後の写真を添付し委託者の承認を得ること。
- (5) 作業時間は、9時00分～17時00分までとし、駐車場以外は原則、土・日曜日は休日とするが作業の進捗により判断する。集積した草の搬入は9時00分～16時00分までとする。
- (6) 作業開始時及び終了時については事務所へ来場し、委託者に都度連絡すること。(上記作業時間内)
- (7) 作業に伴う水、電気は当市が支給するものとする。
- (8) 駐車場内の作業については、原則土・日・祝日等、職員駐車の少ない日とする。
- (9) 駐車場近辺や、車の近く等、小石等の飛散による損害が考えられる箇所については、ネット、シールド等による飛散防止措置を行い、防護役を1人付けること。
- (10) 業務中または業務終了後、受託者の責任により生じた、故障・破損及び事故等は受託者の責任により処理すること。
- (11) 作業で使用する重機等の留め置きについては、委託者と協議すること。ただし、留め置きにおいては受託者の責任により行うこと。

## 5 提出図書

- |              |    |       |
|--------------|----|-------|
| (1) 業務着手届    | 1部 | 着手と同時 |
| (2) 業務責任者選任届 | 1部 | 〃     |
| (3) 業務日程表    | 1部 | 〃     |
| (4) 業務完了届    | 1部 | 完了と同時 |
| (5) 業務写真     | 1部 | 〃     |
| (6) 作業報告書    | 1部 | 〃     |

## 6 環境負荷の低減

- (1) 受託者は本業務の履行においては、札幌市の環境マネジメントシステム実施要領に準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 本業務の履行において使用する機材・用品等は極力環境に配慮したものを使用すること。
- (3) 喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

## 7 その他

- (1) 業務の遂行にあっては、委託者と連絡を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず報告のうえ指示を受けること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議する。